

第197回国会 日本維新の会提出議員立法一覧（2法案）

※平成30年11月30日提出

	法案名 (簡略名)	概要
1	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案 (立法事務費の一人会派への交付廃止法案)	立法事務費について、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合には、交付しないこととする。
2	政治資金規正法の一部を改正する法律案 (企業団体献金禁止等法案)	政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄付を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止する措置を講ずる。

立法事務費の一人会派への交付廃止法案

【国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

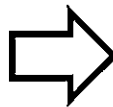
現行の制度では、立法事務費は、議員に対して交付するのではなく、会派に対して交付することとする一方、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を「会派」に含め、立法事務費を交付している。

→ 上記の場合については、立法事務費を議員に対して交付していることと同じことになるのではないかとの指摘がある。

立法事務費について、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合には、交付しないこととする。

現 行

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含め、立法事務費を交付している。



改 正 法

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含める規定を削除する。

※立法事務費…国会が国の唯一の立法機関たる性質に鑑み、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として各議院における各会派に交付されるもの（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律第1条第1項）

企業団体献金禁止等法案 【政治資金規正法の改正】

(1)立法事実

- ・ 献金を受けた企業・団体のための政治が行われている可能性がある。
- ・ 政策減税等で得た資金が献金という形で政党・政党支部に還流している可能性がある。
- ・ 政治資金団体の制度により政党への献金の流れが分かりにくい状況にある。

(2)効果

- ・ ある特定の企業・団体のための立法ではなく国民全体にとって好ましい政治が行われるようになる。
- ・ 真に正しい補助金の配布、政策減税等が行われるようになる。
- ・ 政党への献金が一元的・集中的に行われるようになる。

法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止するものとする。

